

令和3年第6回

東大和市農業委員会議事録

令和3年6月25日

ファーマーズセンター会議室

東大和市農業委員会

令和3年第6回東大和市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和3年6月25日（金）午後2時00分
- 2 場 所 ファーマーズセンター会議室
- 3 招 集 者 東大和市農業委員長 岩 田 高 雄
- 4 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会長諸報告について
日程第3 報告第13号 農地法第3条の規定による届出について
日程第4 報告第14号 農地法第4条の規定による届出について
日程第5 報告第15号 農地法第5条の規定による届出について
日程第6 議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明願
いについて
日程第7 議案第9号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行って
いる旨の証明願いについて
日程第8 議案第10号 生産緑地法施行規則第1条の規定による生産緑地地区
に係る農地等の認定について
- 5 出席委員（12名）

2番 比留間 淳 二	3番 西 川 慶 子
5番 原 正 男	6番 森 田 良 子
7番 町 田 悦 郎	8番 岸 光 敏
9番 杉 本 実	10番 岩 田 高 雄
11番 和 地 毅	12番 橋 本 訓 夫
14番 大 羽 敬 子	15番 大 熊 和 春
- 6 欠席委員（3名）

1番 鈴 木 哲	4番 内 野 芳 夫
13番 小 林 由美子	
- 7 出席した職員
事務局長 小 川 泉 係 長 岩 田 豊 和

8 会議の結果

報告第13号～15号について、専決処理を確認した。

議案第8号～10号について、審議した結果、証明書を発行することにした。

事務局長

定刻となりました。

会議の前に、本日の出席状況につきましてご報告いたします。

定数15、現員数15、鈴木委員、内野委員、小林委員から欠席のご連絡があり、12名のご出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例総会が成立することをご報告いたします。

次に、本会議は、農業委員会等に関する法律第32条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴希望はありません。

以上でございます。

(午後 2時00分)

◎開 会

議 長 ただいまより令和3年第6回定例総会を開催いたします。

本日の議事日程について、事務局より報告いただきます。

小川事務局長。

事務局長 それでは、本日の日程についてご報告申し上げます。

日程第1から日程第8までとなっております。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

日程第2、会長諸報告を行います。

日程第3、報告第13号 農地法第3条の規定による届出1件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第4、報告第14号 農地法第4条の規定による届出1件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第5、報告第15号 農地法第5条の規定による届出4件について専決処理をしております。

ますので、ご報告いたします。

日程第6、議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願い1件についてご審議いただきます。

日程第7、議案第9号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い1件についてご審議いただきます。

日程第8、議案第10号 生産緑地法施行規則第1条の規定による生産緑地地区に係る農地等の認定1件についてご審議いただきます。

日程につきましては以上でございます。よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

議 長 事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、12番、橋本訓夫委員、14番、大羽敬子委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告について

議 長 続きまして、日程第2、会長諸報告を行います。（会長報告）

◎報告第13号

議 長 続いて、日程第3、報告第13号 農地法第3条の規定による届出1件について専決処理をしてございますが、報告をいたします。

事務局より朗読及び内容について説明いただきます。

岩田係長。

係 長 報告第13号 農地法第3条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。朗読いたします。

報告第13号 農地法第3条第1項第7号の規定による届出書の受理状況について。

このことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和3年6月25日、東大和市農業委員会長、岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第13号 農地法第3条の規定による届出1件についてのご報告でございます。
以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 朗読及び説明いたしました。

報告第13号 農地法第3条の事案については、所有権の移転が確認できておりますので、
受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎報告第14号

議 長 続いて、日程第4、報告第14号 農地法第4条の規定による届出1件について専決
処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

岩田係長。

係 長 報告第14号 農地法第4条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。
朗読いたします。

報告第14号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について。

このことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和3年6月25日、東大和市農業委員長、岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第14号 農地法第4条の規定による届出1件についてのご報告でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 報告第14号 農地法第4条の事案については、転用の意思確認ができておりますの
で、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎報告第15号

議 長 続いて、日程第5、報告第15号 農地法第5条の規定による届出4件について専決

処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

岩田係長。

係 長 報告第15号 農地法第5条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。

朗読いたします。

報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について。

このことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和3年6月25日、東大和市農業委員長、岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第15号 農地法第5条の規定による届出4件についてのご報告でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 朗読及び説明いたしました。

報告第15号 農地法第5条の事案については、転用の意思確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎議案第8号

議 長 続きまして、日程第6、議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

小川事務局長。

事務局長 それでは、議案第8号につきまして朗読並びにご説明申し上げます。

朗読いたします。

議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることの証明願いについて農業委員会の意見を求める。

令和3年6月25日、東大和市農業委員長、岩田高雄。

続きまして、内容についてご説明させていただきます。

申請者は、相続人欄に記載されておりますとおりで、被相続人と同居の妻であり、農業に従事した実績がございます。

相続開始年月日は、令和2年10月27日、所有耕地面積は、8,020.8㎡となっております。

特例適用農地につきましては、立野4丁目の畑9筆で、面積は合わせて8,020.8㎡となっており、次のページでございます地図の太枠で囲われました④の筆にはサトイモ、ナス、ピーマンが栽培され、⑦から⑨にはツツジの苗が植えられていたほか、その他の筆は耕うんされた状況となっております。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについてご説明させていただきました。

議長におかれましては、よろしくご協議いただきたいと思っております。

議長 朗読及び説明をいたしました。

それでは、申請番号1番について審議いたします。

生前、被相続人が農業経営を行っており、引き続き相続人が農業経営を続けていく適格者であるか、また申請のあった農地が特例適用を受けるのに適しているのかを判断するものです。

地区担当委員から、被相続人の農業従事の状況について報告を求めます。

芋窪地区担当、比留間委員。

比留間委員 それでは、ご報告いたします。

被相続人については、生前、農業に従事していたことをご報告いたします。

以上でございます。

議長 ご報告をいただきました。

本議案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。

適格者と認定し、適格者証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数。

よって、相続税の納税猶予に関する適格者証明を発行することに決定いたします。

◎議案第9号

議長 続きまして、日程第7、議案第9号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営

を行っている旨の証明願い1件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

小川事務局長。

事務局長 それでは、議案第9号につきまして朗読並びにご説明申し上げます。

朗読いたします。

議案第9号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることについて農業委員会の意見を求める。

令和3年6月25日、東大和市農業委員長、岩田高雄。

続きまして、内容についてご説明させていただきます。

申請者は、相続人欄に記載されておりますとおりで、被相続人の子であります。特例適用農地につきましては、仲原3丁目にございます畑4筆で、面積は合わせて1,358㎡となっております。

次のページにございます①から④の筆には茶が植えられておりました。

以上、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについてご説明させていただきました。

議長におかれましては、よろしくご協議いただきたいと思います。

議長 説明のとおり、本事案は相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

申請番号1番の事案についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

◎議案第10号

議長 続きます、日程第8、議案第10号 生産緑地地区指定に係る農地等の認定1件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

小川事務局長。

事務局長 それでは、議案第10号につきまして朗読並びにご説明申し上げます。

朗読いたします。

議案第10号 生産緑地地区指定に係る農地等の認定について。

生産緑地法施行規則第1条の規定による生産緑地地区指定に係る農地等の認定について、農業委員会の意見を求める。

令和3年6月25日、東大和市農業委員長、岩田高雄。

続きます、内容についてご説明させていただきます。

申請者は、申請人欄に記載されておりますとおりであります。申請農地につきましては、狭山4丁目にごございます宅地1筆と畑1筆で、面積は合わせて442.98㎡となっております。

次のページにごございます①、②の筆ではサトイモ、ウコンが栽培されていたほか、ミカン、ユズが植えられており、西側にビニールハウス1棟があり、ミニトマトが栽培されておりました。

以上、生産緑地地区指定に係る農地等の認定についてご説明させていただきました。

議長におかれましては、よろしくご協議いただきたいと思います。

議長 朗読及び説明いたしました。

説明のとおり、本事案は生産緑地地区指定に係る農地等の認定について、東大和市都市計画課より照会のあった事案です。

申請番号1番の事案についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問があればお受けいたします。

大熊委員、どうぞ。

大熊委員 まず、この土地がですね、面積は440㎡です。これは、今時点の生産緑地の規定に照らして特に問題はないということによろしい。面積要件。

議長 じゃ、事務局、岩田係長よりお答えいたします。

係長 今の面積要件の下限面積がですね、300㎡となっておりますので、それはクリアしております。

大熊委員 ということで問題がないと。

この土地が、今までは宅地だったわけですね。これは、今時点ではこの上には特に構築物、そういったものが全くないということでしょうか。

議長 長 岩田係長、どうぞ。

係長 今回、1個既存の、今回宅地から農地にしたところに建物はございません。ところが、もともと農地だったところにはハウスがございます。それを一体化して指定している形になっています。ですので、今回の指定区域全部を見ますと、ハウスが1棟建っております。

大熊委員 そうすると、この太い線の枠の中に建物らしきものが2つあるんですが、これは昔。

係長 そうですね。古い地図です。

大熊委員 古い地図ということですね。

係長 新しいものがないものですから、壊したばかりなんですよ。

大熊委員 そういうことでいいわけですか。

係長 はい。今年の4月か何かに工事が終わったような段階ですので、さすがにそれを反映した地図というのはできていないですね。

大熊委員 そうすると、この太線の枠内は全て現時点でもう農地になっているんですか。農地としての利用がなされている。

係長 そうですね。おっしゃるとおりです。

大熊委員 そういうことですね。分かりました。

議長 長 ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

(発言する者なし)

議長 長 それでは、特にないようですので、採決いたします。

生産緑地地区指定に係る農地について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 長 挙手多数。

よって、生産緑地地区指定に係る農地として認定することに決定いたします。

議長 長 以上で全日程を終了いたしました。

これにて定例総会を閉会いたします。

(午後 2時27分)